

令4福情答申第9号

令和4年11月25日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月9日付け教労給第298号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市教育委員会所属の特定職員の経歴がわかるもの」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市教育委員会所属の特定職員の経歴がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月14日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月5日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年10月14日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月20日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

特定職員は、公人であり、偉い人であるから、経歴や専門教科が個人情報のはずがない。

福岡県の職員録は10年以上分置いてあるのに、福岡市はその年の分だけである。こうなれば、新聞の異動情報を調べてみたいとも思っている。

総合図書館では、過去の職員録は見られるとのことである。そうであるならば、福岡市の職員録も見られるのか聞いてみたいと思う。

(2) 反論意見書における主張

財団法人等の場合、一番偉い人の住所は開示されるそうであり、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団については、全ての理事、評議員、監事の住所が開示された。

特定職員については、住所も開示いただきたい。経歴と専門教科は開示されていいと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件処分は、処分庁が条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 弁明の理由

① 本件対象文書について

職員の経歴がわかる文書として「履歴書」があり、内容は、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月日である。「履歴書」は、任命権者が作成しているものであり、職員の人事管理に使用している。

② 本件処分について

「福岡市情報公開条例の解釈及び運用」によると、条例第7条第1号の「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいうとされている。

今回、公開請求対象文書である履歴書に掲載されている情報は、対象となる職員に関する情報であるため、前述の「個人に関する情報」に該当し、非公開情報とすべきであると考えます。

また、条例第1条ただし書ウにより、個人に関する情報であっても「公務

員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、任命権者が人事管理上作成している異動歴はこれに当たらないと考える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、本件公開請求において、福岡市教育委員会所属の特定職員の「経歴がわかるもの」の公開を求めている。
- (2) 実施機関によると、審査請求人が求める文書としては、特定職員の異動歴が記載された「履歴書」があり、この履歴書には、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月が記載されているとのことである。
- (3) 当審査会において当該「履歴書」を見分したところ、審査請求人が求める「経歴がわかるもの」に合致する内容の記載がなされているため、実施機関が「履歴書」を本件対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

そして、実施機関は、本件対象文書が条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に当たる旨主張しているので、以下、その妥当性を判断することとする。

2 第1号について

第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もっとも、第1号は、本文に該当するものであっても、第1号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、第1号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法

令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいう。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

3 第1号該当性について

当審査会において本件対象文書である「履歴書」を確認したところ、そこに記載された詳細な人事記録は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、第1号本文に該当することが認められる。

そこで、当審査会において確認したところ、特定職員は公務員であるとのことであるから、以下、本件対象文書に記載された情報について、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

(1) 第1号ただし書ウ該当性について

本件対象文書に記載される情報は、職員の任用、給与、勤務能率、身分保障、その他職員の人事関係事務に用いるために実施機関によって保管されているものであり、その趣旨に鑑みると、本件対象文書に記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、当

該職員の職務の遂行に関する情報とはいえないから、第1号ただし書ウには該当しないものと認められる。

(2) 第1号ただし書ア又はイ該当性について

実施機関において毎年作成されている職員名簿については、現年度のもので所定の場所で閲覧が可能であり、それらを組み合わせ、記録を追うことで職員の経歴の一部を知ることが可能となるものの、これらは単に職員名簿作成時点における職員の所属先を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、人事記録に記載された採用から現在に至るまでを時系列的に記述した詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。また、本件で対象となっている特定職員については、その経歴等が実施機関によって公表された事実もない。したがって、いずれにしても、本件対象文書は第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

また、本件対象文書に記載された特定職員の履歴については、その内容及び性質から、第1号ただし書イに該当しないものと認められる。

(3) 小括

以上のとおり、本件対象文書に記載された特定職員の履歴については、第1号本文の非公開情報に該当すると認められ、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月11日	実施機関からの諮問
令和4年1月31日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年2月14日	審査請求人の反論意見書を收受
令和4年7月6日（第2部会）	審議

令和4年8月8日（第2部会）	審議
令和4年9月5日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年10月3日（第2部会）	審議
令和4年11月2日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子